弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則（規則第九十五号）中一部改正公告

弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則（規則第九十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年二月十五日　日本弁護士連合会

弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則（規則第九十五号）中一部改正

弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則（規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「日弁連研修センター（以下「研修センター」という。）」を「研修委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、日弁連総合研修センター（以下「総合センター」という。）」に改め、同条第三項中「研修センター」を「総合センター」に改める。

第十条第三項中「本会の会長及び副会長並びに研修センター委員」を「本会の会長、副会長、委員会の委員及び総合センターの構成員」に改める。

附　則

1　第七条及び第十条第三項の改正規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

2　前項の改正規定の施行前に改正前の第七条及び第十条第三項の規定によりなされた行為は、改正後の第七条及び第十条第三項の規定によりなされた行為とみなす。

倫理研修規則（規則第百五十一号）中一部改正公告

倫理研修規則（規則第百五十一号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年二月十五日　日本弁護士連合会

倫理研修規則（規則第百五十一号）中一部改正

倫理研修規則（規則第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「日弁連研修センター（以下「センター」という。）」を「研修委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第二項中「センター」を「委員会」に改める。

第九条第二項中「センター」を「委員会」に改める。

附　則

第六条第一項及び第二項並びに第九条第二項の改正規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年３月 12 日　福島県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　氏名及び本籍地　日當　周治、岩手県

⑵　免許状種類、番号、授与年月日、授与権者

高等学校教諭一種免許状（工業）

平２高一第３号

平成２年４月20日、徳島県教育委員会

2　失効年月日　平成25年２月15日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年３月 12 日　茨城県教育委員会

1　失効した免許状

氏名、本籍地　竹中　弘通、茨城県

免許状の種類、授与権者、授与年月日

⑴　小学校教諭一種免許状

東京都教育委員会、平成７年３月31日

⑵　養護学校教諭二種免許状

茨城県教育委員会、平成18年12月28日

⑶　特別支援学校教諭一種免許状（知、肢）

茨城県教育委員会、平成24年10月31日

2　失効年月日　平成25年２月８日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～60歳位の男性、身長151cm、体格肥満、頭髪疎生（前頭部禿）、上衣は黒色ダウンジャケット、下衣は黒色ズボン着用

上記の者は、平成24年12月14日午後９時10分頃、春日部市備後2004―20東武鉄道伊勢崎線第112号踏切南側軌道上において発見されました。死因は轢死、死亡日時は平成24年12月14日午後９時10分頃です。

遺体は火葬に付し遺骨は保管してありますのでお心当たりの方は当市福祉健康部社会福祉課まで申し出てください。

平成 25 年３月 12 日

埼玉県　春日部市長　石川　良三

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳代後半から70歳代前半、身長160センチメートル後半から170センチメートル前半、男性

上記の者は、平成25年１月11日午後３時50分、下関市みもすそ川町８番地ＪＲ西日本火の山配電所北東約50メートルの山中で発見されました。死因は不詳、死亡日時は平成24年４月頃と推定されます。

遺体は火葬に付し、下関市関山納骨堂に安置しております。お心当たりの方は当市福祉部福祉政策課までお申し出ください。

平成 25 年３月 12 日

山口県　下関市長　中尾　友昭

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳、年齢30～40歳代（推定）

上記の者は、平成24年６月８日、西原町字掛保久135番地の５の墓地造成地で死後５年から15年位経過（推定）の白骨死体で発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨を西原町納骨堂で保管していますので、お心当たりの方は西原町役場福祉課まで申し出て下さい。

平成 25 年３月 12 日

沖縄県　西原町長　上間　明

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十五年二月十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十二日

群馬県高崎市三ツ寺町一九一番地三

有限会社ミツモリ工業

清算人　三森フジエ

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十二日

千葉県館山市船形九九九番地

代表清算人　野崎　澄江

解散公告

当社は、平成二十五年三月十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十二日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル五階

有限会社ノア・パートナーズ

清算人　古賀　崇広

解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により平成二十三年六月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十二日

東京都中央区銀座一丁目一五番七号ＭＡＣＣＡＮＥ銀座ビル三階

株式会社コスモライン

代表清算人　中島　豊